

丸亀市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年11月15日（金）
午後1時30分～午後2時30分
場 所 市役所3階 教育委員室

2 出席委員

委 員	徳 永 秀 文
委 員	松 岡 舟
委 員	井 下 由 美
委 員	立 石 陽 志
教育長	末 澤 康 彦

説明のため出席した者

協働推進部長	田 中 壽 紀
総務課長	土 井 節 子
学校教育課長	岩 井 俊 明
文化財保存活用課長	東 信 夫
学校給食センター所長	小 松 昌 徳
まなび文化課長	村 尾 剛 志
スポーツ推進課長	奥 田 孝 彦
総務課副課長	後 藤 幸 功
学校教育課副課長	西 山 晋 作
丸亀城管理室長	大 林 隆 之

書 記 総務課庶務担当長 小野佳代子

- 3 傍 聴 なし

4 議 題

議案第23号 令和6年度教育委員会事務事業の点検・評価報告書（令和5年度事務事業）
について

- 議案第 24 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 6 号）について）
- 議案第 25 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（丸亀市立学校体育施設使用条例の一部改正について）
- 議案第 26 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）
（工事請負変更契約の締結について（丸亀城石垣復旧に伴う石材製作等工事））
- 議案第 27 号 丸亀市立学校の電子決裁処理に関する規程の一部改正について
- 議案第 28 号 丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部改正について
- 議案第 29 号 丸亀市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 報告第 25 号 専決処分の報告について（情報公開）

5 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

6 会議録署名委員の選任

丸亀市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定に基づき、次の 2 名を会議録署名人に指名する。徳永 秀文委員、井下 由美委員。

7 議事の概要

午後 1 時 3 0 分 開会

丸亀市教育委員会会議規則第 11 条第 1 項ただし書に基づき、教育長が発議し、全委員の同意により、報告第 25 号及び議案第 24 号から議案第 26 号を非公開と決した。また、報告事項の審議後に非公開議事を行うことを委員全員了承した。

議案第 23 号 令和 6 年度教育委員会事務事業の点検・評価報告書（令和 5 年度事務事業）について

〔総務課長〕

令和 6 年度教育委員会事務事業の点検・評価報告書（令和 5 年度事務事業）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき丸亀市議会に提出する報告書について決定するものである。

内容は議 23、23-2 のとおり。

〔教育長〕

A から E の中で C ということだが、それと事業評価、点検をして、その上に学識経験者の意見をいただいている。この学識経験者の意見を踏まえて、今後の基本的な対応をどう考えているのか、これらの意見を活かすということだと思うが、この辺りを確認したい。

〔総務課長〕

学識経験者の意見はこちらの表にもあるが、その分野に長けた方や審議会委員の方にご意見をいただいていることから、ご意見を活かして事業に取り組んでいくために、次年度に予算化などもしていきたいと考えている。

〔教育長〕

それぞれの担当課に関わってご指導やご支援をしてくださっている方々のご意見なので、それをしっかりそれぞれの担当課で次に活かしていただけたらと思う。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第 27 号 丸亀市立学校の電子決裁処理に関する規程の一部改正について

議案第 28 号 丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部改正について

〔学校教育課長〕

議案第 27 号 丸亀市立学校の電子決裁処理に関する規程の一部改正については、県費負担教職員の服務について、これまで利用していた丸亀市服務管理システムから香川県総務事務システムに移行するにあたり、校外勤務の入力ができない仕様となっているため、所要の改正を行うものである。内容は議 27-1、2 のとおり。

議案第 28 号 丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部改正については、県費負担教職員の服務について、これまで利用していた丸亀市服務管理システムから香川県総務事務システムに移行するにあたり、事務効率化を踏まえた校外勤務簿の取扱いについて追記する必要があるため、所要の改正を行うものである。内容は議 28 のとおり。

〔教育長〕

総務事務システムが稼働することによって簡略化し、教員を含めた事務職員の負担軽減になるということでよいか。

〔学校教育課長〕

負担の軽減になっている。

〔教育長〕

逆に不備が出る可能性はないのか。

〔学校教育課長〕

これまで検討を重ねてきたが、不備については現在のところ確認していない。

〔委員〕

職員が郡市をまたいで異動すると、今までは郡市ごとにシステムが違っていたが、県のシステムを使うと全く心配はない、郡市交流しても大丈夫だという理解でよいのか。

〔学校教育課長〕

郡市を跨いだ異動の際に同じシステムが使えるというのが、県の総務事務システムの大きな利点であるので、そうなることが予想される。ただし、令和7年度時点ではまだこれに参加していない市町があるので、すべての市町が参加することで県内どこへ異動しても使えると思うが、参加していない市町への異動となった場合は、引継ぎは難しいと考えている。

〔委員〕

今現在、県のシステムを活用している郡市としていない郡市を比べるとどちらが多いのか。

〔学校教育課長〕

市の数でいうと、しているところが多い。ただ、大きい市がしていない。現在の契約年数が終わってから、県のシステムを取り入れるという方針にしているようである。すべての市町が参加するにはもう少し時間がかかると思う。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

議案第29号 丸亀市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

〔学校教育課長〕

丸亀市立学校の管理運営に関する規則の一部改正については、様式1から様式7の押印を省略するため、所要の改正を行うものである。

内容は議29-1から18のとおり。

〔教育長〕

基本的に校長の押印を廃止したものであるか。

〔学校教育課長〕

そのとおりである。

〔委員〕

この届出書は今までどおり紙ベースでの市教委への提出になるのか。メールで簡素化したものとなるのか。

〔学校教育課長〕

基本的には紙の提出を考えている。だが、押印の必要がなくなったことから、メールで電子媒体での提出も可能であると思う。

〔教育長〕

今回第一段階は進んだと思う。ただこれは文書を作るソフトである。今後、例えば入力をして報告という形にさらに進むと、事務負担の軽減にもつながると思う。特に、学校行事等の届出であるとか、教材資料届とか、部数が非常に多いので、そういったものが入力することで自動的に届出ができるという形になると、さらに軽減ができるのかなというふうに考える。

〔学校教育課長〕

今後検討していきたい。

教育長が各委員に諮り、原案どおり異議なしと決定

8 報告事項

教育委員会承認「共催・後援」の状況

〔総務課副課長〕

今回承認の期間は、令和6年10月16日から令和6年11月5日までで、後援申請が4件あり、芸術、文化又はスポーツの振興、社会教育の向上など市民福祉の増進に寄与すると認められることからすべてを承認している。このうち新規の申請は3件。

- ① No.06102「キッズプログラミング体験&マネー講座」。ママラボ姫路が主催するプログラミングと子育て世代に役立つマネー講座で、令和7年1月13日に丸亀市民交流活動センターマルタスで行われる。参加費は無料。

- ② No.06103「ひととこオフ会 IN 丸亀」で、一般社団法人 hito.toco が主催する不登校やひきこもり、障害などによる生きづらさを抱えた方を支える家族を対象に対話の場や情報提供を行う活動で、令和 6 年 12 月 22 日にヒトトコ丸亀で開催される。参加費は無料。
- ③ No.06105「2024 年度 香川スクールソーシャルワークセミナー」。香川スクールソーシャルワーカー協会が、スクールソーシャルワーク活動を考え直すことや子どもへの支援について協議することを目的に主催するシンポジウムや意見交換会で、令和 6 年 12 月 24 日に丸亀市ひまわりセンターで開催されるもので、参加費は 1,000 円。

《関係者以外は退席する》

9 非公開審議の概要

報告第 25 号 専決処分の報告について（情報公開）

議案第 24 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）

（令和 6 年度丸亀市一般会計補正予算（第 6 号）について）

議案第 25 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）

（丸亀市立学校体育施設使用条例の一部改正について）

議案第 26 号 丸亀市議会 12 月定例会に提出する議案について（意見聴取）

（工事請負変更契約の締結について（丸亀城石垣復旧に伴う石材製作等工事））

《非公開審議のため内容不記載》

10 閉会

午後 2 時 30 分